

北九州市立消費生活センター あんしんサポートニュース

初回低価格をうたう広告にご用心！

通信販売にはクーリング・オフがありません。

＜今回の相談事例＞

◆スマホの広告を見て、初回 300 円のサプリメントを購入した。定期購入とは書いていなかったと思うが、しばらくして 2 回目の商品が届き、4 ヶ月分 20 袋と数万円もの高額な請求書が入っていた。納得できずに販売会社に電話をすると「広告に定期購入と表示している。解約はできない。」と言われた。クーリング・オフできないのか。 (60代女性)

【アドバイス】

●契約内容や解約条件をよく確認しましょう。

通信販売で、初回低価格をうたう商品の広告を多く目にします。申し込みをする前には規約をよく確認しましょう。「定期購入なのか、単品購入なのか」「解約や返品条件はどうなっているか」などは、小さな字で書かれていて見づらかったり、スマホをずっとスクロールしなくては見られない下のほうに表示されていることも多いのです。通信販売にはクーリング・オフ制度がなく、受け取り拒否や返品をしても解約にはなりません。事業者と解約の合意が必要です。

●自分が見た広告や最終申込確認画面を保存しておきましょう。

トラブルに備えて、自分が見た広告や最終申し込み確認画面、受注メールなどの記録は残しておきましょう。インターネットの閲覧履歴などをもとに特定の人に向けた「ターゲティング広告」は短期間だけの掲載で、トラブル発生後に詳細を見ようとしても広告そのものが見られないこともあります。

●困った時は消費生活センターに相談してください。

二セ電話詐欺に要注意！

戸畑【ウエルとばた7F】	☎861-0999
門司【門司区役所東棟1F】	☎331-8383
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
若松【若松区役所2F】	☎761-5511
八幡東【八幡東区役所本館2F】	☎671-3370
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

消費者ホットライン ☎188 (いやや!) (あなたの地域の消費生活センターにつながります)



まもりん



みもりん

※消費生活センターでは、出前講座（講師の派遣は無料・15名以上から）のご依頼も受けています。さまざまな事例を知って、備えておきましょう。